

成年後見制度のご案内

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が安心して生活が送れるように、ご本人の財産や権利を保護し生活を支援する制度です。

すでに判断能力が十分でない場合に利用できる「**法定後見制度**」、判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「**任意後見制度**」に大きく分けられます。

「法定後見制度」

法定後見制度は3種類あり、どれに該当するかは、本人の判断能力に応じて決まります。

	後見(こうけん)	保佐(ほさ)	補助(ほじょ)
利用できる人	判断能力がほとんどない人(常に判断能力が欠けた状態)	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権利	代理権 本人の財産に関するすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 日常生活に関する行為 ※ 以外 の 全ての法律	日常生活に関する行為 ※ 以外 の 法律上定めら	日常生活に関する行為 ※ 以外 の 、本人の同意
	取消権 行為 (取消権のみ)	重要な法律行為	を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為

※日用品の購入など、「日常生活に関する行為」については取り消しの対象にはなりません。

代理権・・・本人に代わって契約などの法律行為を行う権限です。

同意権・取消権・・・問題がない場合に同意(了承)する権限。保佐人、補助人は、

この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

「法定後見制度」の利用のしかた

家庭裁判所への申し立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判を申立てます。

申立てに必要な書類や費用については、家庭裁判所にご確認ください。

申立てができる人 本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長など

必要な書類 申立書、医師の診断書、本人の戸籍謄本など

費用 申立手数料、添付書類取得手数料(戸籍謄本、診断書等)などががかかります

審判手続き(審理が開始されます)

家庭裁判所が書類審査、本人や申立て人との面接などを行います。必要に応じて、

本人の判断能力について、医師が鑑定を行うことがあります。

また、本人や家族などから申立ての理由をたずね、成年後見人等の候補者がいる場合は、

適格かどうか事情を聞きます。

審判(成年後見人等を選任します)

家庭裁判所が後見等の開始を決定し、成年後見人等を選任します。

成年後見人等が支援を開始します

「任意後見制度」

元気なうちに、将来、判断能力が十分でなくなったときに備えて、財産の管理などの法律行為を本人に代わって行う人(任意後見人)と支援の範囲をあらかじめ自ら決めておく制度です。任意後見契約は公正証書で結びます。

※後見人候補者がいる場合でも、必ず選任されるとは限りません。成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てができ、報酬額は家庭裁判所が決定し、本人の資産から受け取ることができます。一旦制度が開始されると、利用を途中でやめることはできません。

身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が不十分な場合などは、市町村長が申立てをすることもあります。下関市役所や地域包括支援センターにお問い合わせください。

日常生活自立支援事業について

「日常生活自立支援事業」は、福祉サービスを上手に利用できないことから、身のまわりのことが十分にできていなかったり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えている方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

社会福祉協議会にご相談ください

下関市社会福祉協議会 地域福祉課 相談支援係

〒751-0823 下関市貴船町3-4-1 電話:083-223-2940

対象者

判断能力が不十分な方で、かつ、本事業の契約内容について判断する能力を有していると認められ、利用意思のある方。

どんなことをしてくれますか？

1. 日常生活が安心して暮らせるように、相談を受けます

(福祉サービス利用援助)

- 福祉サービスの利用、または利用の中止などの手続きの援助
- 消費トラブルなどへの対応、行政手続き、などの対応を一緒に考える。

2. 毎日の暮らしに欠かせない、金銭管理の援助をします

(日常的な金銭管理サービス)

- 福祉サービスの利用料の支払い、年金や福祉手当をもらうための手続きの援助
- 医療費、税金、公共料金、家賃、日用品等の代金を支払う手続き
- 預金の払戻、預金の預入などの手続き

3. 大切な書類や印鑑などを安全な場所で預かります

(書類等預かりサービス) ※別途、利用料がかかります。

預かることができる物

年金証書、預貯金通帳、証書、実印、銀行印、など

※現金、株券等の有価証券、貴金属、自筆証書遺言等は、原則預かることができません

サービス利用までの流れ

社会福祉協議会へ相談

社会福祉協議会へ相談します。相談料は無料です。

自宅等への訪問

社会福祉協議会の職員(専門員、推進員)が、自宅等に訪問し、困りごとなどの確認を行います。

支援計画作成・契約

本人の困りごとと一緒に考え、専門員が支援計画を作成します。その計画で問題がなければ、本人と社会福祉協議会と契約を結びます。

援助の開始

支援計画に基づいて、社会福祉協議会の職員(生活支援員や推進員)が援助を開始します。

利用料金

相談や支援計画をつくるまでの費用は無料です。生活支援員が支援計画に基づいて行う援助には利用料が必要です。

1回(1時間程度) = **1,870円** ※生活保護の方は無料です。

日常生活自立支援事業でできないこと

- ◆ 商品購入契約や施設の入所契約及び解約
- ◆ 財産の処分など重要な法律行為 など

※本事業の契約ができないほど判断能力が低下された場合も利用ができません。

日常生活自立支援事業の利用者に判断能力の低下がみられる場合は、必要に応じて成年後見制度への円滑な移行ができるよう、社会福祉協議会と下関市、関係機関等が協議を行います。